

北杜市ハラスメント撲滅宣言条例をここに公布する。

令和7年3月19日

北杜市長

大柴 邦彦

北杜市条例第3号

北杜市ハラスメント撲滅宣言条例

北は八ヶ岳連峰、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、東は茅ヶ岳、北東は瑞牆山などの日本を代表する雄大な山々に囲まれた北杜市は、美しい自然と豊かな資源に恵まれた山紫水明のまちである。古くから湧き出ずる清らかで豊富な名水と、日本で一番長い日照時間は、北杜の大地を潤し、生命を育み、歴史と文化を築いてきた。

私たちは、一人ひとりが互いに人権を尊重し、信頼して暮らすことで、全ての人が豊かさを実感できる社会を築き、次世代につなげていかなければならない。

一方で、地球温暖化の進行や気候変動の加速に伴う自然災害の頻発、不安定な国際情勢等は社会を大きく揺るがす課題である。また、人口減少により各産業において人材不足が顕在化し、働き方は多様化している。加えて、デジタル技術の進展は、市民生活に大きな影響を及ぼしている。

これら社会の大きな変化は、それまでの社会の価値観を大きく変え、個人の尊厳と人権を尊重する社会が希求されており、誰もが安心して暮らし、働くことのできる北杜市を実現するためハラスメントは撲滅しなければならない。

ハラスメントは重大な人権侵害行為である。

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を不当に傷つけ、回復不可能な肉体的、精神的な被害をもたらし、地域や職場環境の悪化、人材の喪失、社会活動の停滞等を招き地域の活力を低下させる。

日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権は最大限尊重されるべきとの認識のもと、私たちは、全ての者が互いに尊重し、活力に満ち、北杜市に関わる全ての人が豊かさを享受できる北杜市の未来を築くため、ハラスメントを撲滅することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、北杜市で暮らし、働き、共に北杜市を築く全ての人（以下「市民等」という。）が、人とのつながりを大切にし、互いに尊重し合える社会を築くため、ハラスメントを撲滅することを目的とする。

(ハラスメント撲滅宣言)

第2条 市は、次に掲げるハラスメントの撲滅を宣言する。

- (1) パワーハラスメント 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害される行為
- (2) セクシャルハラスメント 職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害される行為
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害される行為
- (4) カスタマーハラスメント 顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により、その雇用する労働者の就業環境を害される行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか他の者に対して誹謗、中傷及び風評の流布等により人権を侵害又は不快にさせる行為

2 市民等は、前項各号に掲げるハラスメントの撲滅を宣言し、この条例の目的に則した取組を行うよう努めるものとする。

(率先垂範)

第3条 市長、副市長、教育長、市議会議員その他北杜市の特別職に属する者及び市の全ての職員は、自らの行動を厳しく律し、市民に範を示すべき立場を深く自覚するとともに、ハラスメントは絶対しない、させない、許さない、そして見逃さないとの固い決意をもって、ハラスメントの撲滅に率先して取り組むものとする。

(推進)

第4条 第2条に掲げる宣言は、市民等及び市の協働により推進するものとする。

(周知)

第5条 市長は、市民等及び市議会と協働し、第2条に掲げる宣言を広く市内外に周知するよう努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。